

青森県報

第三千二百七十二号

平成二十二年

八月六日

(金曜日)

目次

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高年齢福祉課)	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(同)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	(同)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	(同)	二
道路の区域の変更	(道路課)	三
青森県統合庶務システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札	(人事課)	三
電子申告システムに関する機器等賃貸借に係る一般競争入札	(税務課)	五
肥料登録の有効期間の更新	(食の安全・安心推進課)	六
建設業者の許可の取消し	(県北地域)	七
右 同	(同)	七

公安委員会

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができるとする司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

(刑事企画課) ……七

告

示

青森県告示第五百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
氏名又は名称又は 社会福祉法人天寿園会	短期生活介護	名称 所在地	平成 三〇・七・二〇
〇八		上北郡七戸町字 舟場向川久保三	
		上北郡七戸町字 二道ノ上五四の七	

青森県告示第五百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十二年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	名称所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社ケアハツビー	青森市緑三丁目一〇二	訪問介護	株式会社ケアハツビー	青森市緑三丁目一〇二	三・六・三	"	"
株式会社五所川原ケアセン	五所川原市宇一ツ谷五五四の一〇	通所介護	株式会社ケアハツビー	青森市緑三丁目一〇二	三・六・三	"	"
株式会社五所川原ケアセン	五所川原市宇一ツ谷五五四の一〇	通所介護	株式会社ケアハツビー	青森市緑三丁目一〇二	三・六・三	"	"

青森県告示第五百二十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	名称所在地	年月日
株式会社あうら	青森市大字幸畑字松元五八の三〇三号	居宅介護支援センターなみのこ	むつ市松原町二九二の一〇	平成三・七・三〇	
社会福祉法人桜木会	むつ市桜木町一三の一	居宅介護支援事業所しもきた	むつ市小川町一丁目一三の六〇	三・七・三	
株式会社介護のマキタ	五所川原市宇元町一〇二の一	居宅介護支援事業所くつるぎ	五所川原市宇元町一〇二の一	"	
株式会社アンビシヤス	青森市幸畑四丁目四の一三	居宅介護支援事業所もみじ	青森市幸畑四丁目四の一三	三・七・三	

青森県告示第五百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指

定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十二年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	名称所在地	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社八ツビーケア	青森市緑三丁目一〇二	株式会社八ツビーケア	青森市緑三丁目一〇二	平成三・六・三	平成三・六・三〇	

青森県告示第五百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	名称所在地	指定年月日
社会福祉法人天寿園会	上北郡七戸町三保八	介護予防生活期介入所	こだまシャイ	上北郡七戸町字道ノ上五四の七	平成三・七・三〇	

青森県告示第五百二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十二年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	名称又は氏名	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社ケハツビー	主たる事務所の所在地又は住所	五所川原市字一ツ谷五五四の二	介護予防通所介護	五所川原市松島町四丁目五五	平成三〇・五・三〇	平成三〇・六・三〇
青森市緑三丁目一〇二	株式会社ケハツビー	青森市緑三丁目一〇二	介護予防訪問介護	青森市緑三丁目三・六三	三〇・六三	"

青森県告示第五百二十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年九月五日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	一〇二号	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三八の三から西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字砂山一〇九の二まで	前 後	一・九・二〇メートルから一・五・〇〇メートルまで 一・七・九〇メートルから一・九・二〇メートルまで	七八・〇〇メートル 七八・〇〇メートル	

公 告

青森県統合庶務システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
 次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県統合庶務システム機器等一式

二 賃貸借期間

平成二十三年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項の規定に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）

に登録され、かつ、A等級に格付けされている者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登録業者に関する指名停止要領（平成二十二年一月二十一日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づき知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に受けていない者であること。

5 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

6 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十二年八月三十一日午後五時までに青森県総務部人事課長に提出しなければならない。

また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書等の交付

1 入札説明書等の交付

(一) 期間 平成二十二年八月六日から平成二十二年九月十五日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

(二) 場所 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎北棟四階 青森県総務部人事課分室

(三) 交付の方法 入札説明書等の交付を希望する者は、(一)の期間内に青森県総務部人事課管理・旅費グループに直接申し込むこと。

2 その他

入札説明書等に対して質問がある場合は、平成二十二年八月二十日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後四時までに、書面を持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）により、青森県総務部人事課に提出すること。

七 入札の日時及び場所

1 日時 平成二十二年九月十七日 午後一時三十分

2 場所 青森市長島一丁目の一 青森県庁舎北棟四階人事課分室

3 その他 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名、入札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を表記し、表封筒には「平成二十二年九月十七日入札、件名入札書在中」と朱書きの上、青森県総務部人事課長あてに「親展」により平成二十二年九月十六日午後五時までに必着するよう郵送すること。

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（第四条第八項を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当

する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

十四 契約金額

落札価格をもって平成二十二年度の契約金額とする。ただし、平成二十三年度から平成二十六年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、平成二十七年の契約金額は落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

十五 その他

1 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

十六 調達担当部局名及び所在地

1 名称 青森県総務部人事課管理・旅費グループ

2 住所 青森市長島一丁目一(電話番号〇一七 七三四 九一 八)

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer System 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for the submission of tenders : 1:30 p.m. September 17,2010

(tender submitted by mail 5:00p.m., September 16,2010)

3 Contact point for tender documentation :

Personnel Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima Aomori City,Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9108

電子申告システムに関する機器等賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子申告システムに関する機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十二年十二月一日から平成二十七年十一月三十日まで(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。)

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)、平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札日において、知事の指名停止の措置を受けていないものであること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十二年八月二十七日までに青森県総務部税務課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七 七三四 九〇六七

七 入札及び開札の場所並びに日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

2 日時 平成二十二年九月八日 午後三時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とする。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち四か月分に相当する金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札金額をもって平成二十二年度の契約金額とする。ただし、平成二十三年度から平成二十六年年度の契約金額は落札金額に十二を乗じた額を四で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成二十七年度の契約金額は落札金額に八を乗じた額を四で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十二年七月二十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月六日

登録番号 青森県第 三四七号	肥料の種類 甲殻類質肥 料粉末	肥料の名称 カニ殻	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・九	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 岡沼 昭治 八戸市白銀台 三丁目三の二
----------------------	-----------------------	--------------	---	----------------------------	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 附田設備工業株式会社
 - 二 代表者の氏名 中村 克美
 - 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字上笹橋四の二
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第九三六二号
 - 五 取消年月日 平成二十二年七月十三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十二年八月六日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 商号又は名称 株式会社中村建設工業

- 二 代表者の氏名 中村 やす子
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字中村道ノ下二の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二一）第一一七四〇号
- 五 取消年月日 平成二十二年七月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気、電気通信工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年五月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月六日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第五号

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成十二年八月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一号中「生活安全部、刑事部」を「刑事部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭